

「第3次久米島町総合計画(案)」のパブリックコメントの意見募集結果及び意見に対する町の考え方について

- 1.募集期間:令和8年2月25日(水)～3月6日(金)
- 2.閲覧場所:企画財政課窓口、具志川出張所総合窓口、ほんのもり窓口(紙媒体)
久米島町ホームページ(電子媒体)
- 3.意見総数

持参	郵送	ファックス	Web提出	電子メール	窓口提出	合計
0件	0件	0件	3件	1件	0件	4件

4.寄せられた意見

寄せられたご意見に対する考え方を以下のとおり説明いたします。

また、寄せられたご意見については、個人を特定する箇所やご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しております。

番号	寄せられた意見の概要	ご意見に対する久米島町の考え方
1	<p>基本構想4 島づくり構想図に公民館を集落拠点にとあります。 人口減少社会にシフトしていく方向性、とても共感できました。しかし実際にすでに字としての、自治組織としての機能はあまりないのでは?と思う集落もいくつかあると考えております。田舎特有の人間関係の軋轢(ソフト面ですが、大きな要因かつダイレクトに組織運営を阻害しているものかと。)や、急激に進む少子高齢化、高齢者の独居世帯。街灯代金の集金、広報の配布、皆さんそれぞれ物価高等により苦しくなる日々の暮らしに精一杯、隣の方のことを考える余裕もなくなる社会も近くなる気がしておりますし、すでに来ているような。そういった意味でも字レベルの地域自治よりも人口規模が小さくなっていくことで島の行政の方でそういった自治の一部も担っていけるまちづくりの方向性が大切のように思えます。また、前述した余計な人間関係の軋轢を生まないことなども、住民みんなで協力して生きていくには、小さなことですが大切なことなのかもしれません。 また、自然保護を超えた再生というところ。 島内、下水道の普及率が未だに低いように思います。また下水道が整備されていても各戸からの引き込みまで含めると相当低いかと。 やはり町中を歩くと雨の日は特に下水の悪臭は漂っていますし浄化槽も昔に建てられた家のほとんどはトイレ以外の生活排水は浄化槽の出口に直結、そのまま側溝に排出していると聞いたことがあります。 多くの田舎でよくあることだとは思いますが衛生的にも、なにより美しい久米島だからこそ、下水の整備、全戸の排水がしっかり下水道に流れて適切に処理されることが自然保護、景観維持のための何よりの優先事項なのではと考えます。直接垂れ流しの洗剤や油、汚れ等が混ざった生活排水が、自然環境の保護に良いことは絶対にはないと思いますので。 駄文で失礼しました。 またこういった機会を設けていただきありがとうございました。インターネットでテキストベースで提出できることは非常に有難かったです。 30代、島内在住者の意見です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見にあります自治組織機能につきましては、町としてもまちづくりや久米島らしさをつなぐために重要との認識のもと、リーディングプロジェクト1(交流コミュニティ対話による島づくり)及び推進施策として総合計画に位置づけております。人口減少や少子高齢化が進行する厳しい情勢下ではありますが、各施策の着実な展開により、自治組織機能の活性化を推進してまいります。下水道を含めたインフラ整備につきましては、リーディングプロジェクト5(コンパクトに繋がる島づくり)及び推進施策において計画に位置づけております。多額の財源が必要な事業となりますが予算確保に努め、計画的な整備を行い、自然保護や景観維持に取り組んでまいります。</p>
2	<p>住民説明会で話しがあった『久米島らしさ』は重要だと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。総合計画策定にあたり実施した町民アンケートやワークショップ等において「久米島らしさ」を未来へつなぐといったご意見が多くありました。本計画における基本構想の将来像は「夢つむぐ島一未来につなぐ久米島らしさ」を掲げております。将来像を実現し、未来へ久米島らしさを繋げるよう取り組んでまいります。</p>

番号	寄せられた意見の概要	ご意見に対する久米島町の考え方
3	<p>公共事業は久米島の20年後、50年後を考えて行って欲しい。島民人口が必ず減る将来に、維持・管理が可能な事業なのかよく考えて欲しい。また少しでも島の財政に体力があるうちに、不要な公共物の取壊しを行って欲しい。休校になった学校はそのまま放っておけば廃墟になる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。公共事業をはじめとした施策事業の実施については、施策19の「住民にわかりやすく効率的な行財政運営」に掲げる施策の展開へ示しているとおりに持続可能で安定的な財政基盤の維持・推進に努めながら展開いたします。総合計画の推進においては、財政計画等による見通しを十分に図りながら取り組んでまいります。また、将来にわたる公共施設の管理などについては、「公共施設等管理計画」に基づいた適正な維持管理及び利活用等に取り組んでまいります。</p>
4	<p>39ページ (1)小中学校教育の充実 6.学校の適正規模・配置について 【意見の趣旨】 学校統合・再編計画の策定プロセスにおいて、町長部局による教育委員会への過度な介入が疑われる状況にあり、地方教育行政法および教育基本法が定める「教育委員会の独立性」と「政治的中立性」が損なわれている懸念があります。そこで、「配置」の検討にあたっては、特に審議会の構成や業者選定の在り方について、透明性の確保とプロセスの是正を強く求めます。</p> <p>【具体的な意見と理由】</p> <p>1.審議会委員の構成と中立性について 現在、教育委員会の審議会に「町長の教育部門担当特別顧問」が委員として就任していることは重大な問題です。審議会は教育委員会が首長から独立して専門的・客観的に判断するための諮問機関であるべきですが、首長の直接的な部下とも言える特別顧問が委員に加わることは、首長の政治的意向を審議結果に直接反映させる「不当な支配(教育基本法第16条)」を招く恐れがあります。</p> <p>2.教育委員会の専権事項への実質的な介入 学校の設置・廃止は地方教育行政法第21条に基づく教育委員会の専権事項です。しかし、町長部局が圧倒的多数を占める選定委員会で選ばれた業者が「具体的な統合計画」を策定し、さらにその業者が審議会の支援や議事録作成まで行う体制は、審議の結論を町長の政策目標へと誘導する仕組みと言わざるを得ません。</p> <p>3.審議プロセスの形骸化と不透明性 首長の意向を代弁する特別顧問が委員となり、首長側が選定した業者が事務局機能を担うという現在の構図では、審議会が単なる追認機関(セレモニー)と化し、住民や教育現場の多様な声が適切に反映されない危険性が極めて高いと考えます。</p> <p>4.公教育の中立性を守るための要求 学校統合は地域の未来を左右する重大事であり、効率性のみで判断されるべきではありません。町長部局主導の計画案を教育委員会に押し付けるのではなく、特別顧問の委員除外や業者への依存を改め、教育委員会が主体となって中立・公正な立場から再編の是非を議論することを強く求めます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見にあります学校の適正規模・配置については、施策の展開において検討することとしております。検討にあたっては、いただいたご意見の内容を踏まえるよう担当課へ申し伝えます。</p>